

保育所等利用申込の郵送受付の延長について

このことについて、こども福祉課の窓口では感染対策を徹底してはおりますが、全国的に新型コロナウイルスの感染者が多数確認されている状況から、本日まで通常の窓口での受付に加えて行っていた、郵送での申込受付期間を延長することといたします。

記

1 郵送受付対象期間

- (1) 令和3年**2月入所**：令和2年12月11日（金）～令和3年1月12日（火）
- (2) 令和3年**3月入所**：令和3年1月13日（水）～令和3年2月10日（水）
- (3) 令和3年**4月入所**：令和2年11月25日（水）～令和3年2月10日（水）

2 申し込みの流れ

(1) 申込書類の発送

書類に不備が無いことをご確認の上、市こども福祉課あてに郵送をお願いします。なお、母子手帳については、以下の記載があるページの写しを同封してください。

- ①出生届出済証明 ②出産の状態 ③早期・後期新生児期の経過
- ④受診済の健診及び保護者の記録 ⑤予防接種の記録

また、郵送後は、郵送にて申込をした旨を電話またはメールにてご連絡ください。

(メールの場合は保護者とお子さんの氏名と生年月日及び電話番号をご記入ください)

※上記の各対象期間の終了日の消印まで有効 ただし、書類に不備等があった場合は、受付ができない可能性がありますので、余裕をもってお送りください。

(2) 電話面談

申込書類到着後、市担当者から電話にて、お子様の普段の様子等について聞き取りをさせていただきます。提出書類に不備があったり、電話面談が行えなかったりした場合には、受付を完了することができませんので、申込書には必ず日中つながる電話番号をご記入ください。また、市からの着信や伝言があった場合は、お手数をお掛けしますが、折り返しのお電話をくださいますようお願いいたします。

3 その他

- (1) 保育所等の利用にあたっては、お子様の情報を施設に的確に伝える必要があるため、場合によっては希望する保育施設への見学をお願いすることもありますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- (2) 土浦市外にお住まいの方で、土浦市の保育所等を希望される方は、申込方法について、お住まいの市町村にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

土浦市こども福祉課保育係
電話 029-826-1111 内線 2415・2418
メール jidou@city.tsuchiura.lg.jp